

**取材の自由を守ろう！
市民の「知る権利」の侵害を許しません！
宗教者共同声明へのご賛同のお願い**

昨年12月28日、首相官邸は内閣記者会宛に上村秀紀総理大臣官邸報道室長名で、菅義偉内閣官房長官の記者会見における東京新聞記者の質問について、「事実誤認」「度重なる問題行為」とし、「官房長官記者会見の意義が損なわれることを懸念」などとした申し入れを行ったと伝えられています。

今回の申し入れは、特定の記者を対象にしていることから、その記者の権利を侵害し、その記者の質問を通して理解しようとする国民の「知る権利」を踏みしめるものといえます。メディアが権力に厳しい質問ができなくなったとき、真実は隠ぺいされ民主主義は崩壊します。

事実を見きわめようとする記者の行為は、真実・真理を大切にする私たち宗教者の使命と通じるものです。記者の権利を侵害する今回の事件に、沈黙することはできません。私たち宗教者は、取材の自由を守ろう！市民の「知る権利」の侵害を許しません！宗教者共同声明(別紙)を公表すると共に、内閣府へも要請しました。宗教者共同声明へのご賛同をお願い申し上げます。

2019年3月28日

別紙の宗教者共同声明に賛同します。

氏 名	宗 派・教 派

送り先 平和をつくり出す宗教者ネット事務局 Fax:03-3461-9367
E-Mail:nqh10948@nifty.com
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町8-7 日本山妙法寺内

※ 「平和を実現するキリスト者ネット」「日本カトリック正義と平和協議会」「宗教者九条の和」のHP、「平和をつくり出す宗教者ネット」のFBに賛同人の人数のみを掲載します。